

議会運営委員会会議録

日 時 平成23年10月7日(金) 開会時間 午後2時11分
閉会時間 午後2時20分

場 所 第1委員会室

出席者 委員長 武川 勉 副委員長 望月 清賢 議長 浅川 力三 副議長 渡辺 英機
清水武則 皆川 巖 高野 剛 森屋 宏 丹澤和平 樋口雄一 土橋 亨
委員外議員 小越智子

欠席者 なし

執行部出席者 総務部長 田中 聖也 財政課長 尾崎 祐子

- 議 題
- 1 知事提出追加議案の取り扱いについて
 - 本件は、本日の本会議にそれぞれ上程し、知事の口頭説明ののち人事案件であるので、質疑、討論及び委員会の付託は、これを省略して、即決する扱いとされた。
 - 2 議員提出議案の取り扱いについて
 - (1) 「私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書」ほか3件の意見書について
 - これらの案件は、本日の本会議に上程し、一括して議題に供し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会の付託は、これを省略して即決する扱いとされた。
 - 討論のある場合は、発言通告書を本委員会終了後、直ちに提出を願うこととされた。
 - 討論の発言通告書の提出のある場合、討論の発言順序は、まず、反対の発言通告がある議員、次に賛成の発言通告がある議員の順とすることとされた。
 - 討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより5分以内である。
 - また、採決にあたっては、まず、反対のある「リニア中央新幹線の整備に関する意見書」を起立により採決し、残る意見書について一括して簡易採決の方法によることとされた。
 - (2) 「議員派遣の件」について
 - 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭による説明、質疑、討論及び委員会の付託は省略して、即決する扱いとされた。
 - 採決は、簡易採決の方法によることとされた。

3 委員会提出議案の取り扱いについて

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑はこれを省略して、即決する扱いとされた。
- 採決は、簡易採決の方法によることとされた。

4 知事提出議案及び請願の取り扱いについて

(1) 委員長報告について

- 委員長の報告は、口頭報告とされた。

(2) 討論について

- 討論は、小越智子議員から、第七十五号議案、第九十七号議案、請願第二十三の九号、請願第二十三の十号及び請願第二十三の十一号について反対、また、望月清賢議員から、第八十五号議案に賛成のそれぞれ発言通告があった。
- 討論の発言順序は、小越智子議員、望月清賢議員の順とされた。
- 討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、それぞれ5分以内である。

(3) 採決方法について

- 議案及び請願は、一括して議題に供し、採決にあたっては、お手元に配付の議案採決順序表及び請願採決順序表のとおり
 - ・ 議案については、反対のある第七十五号議案、第七十六号議案、第七十九号議案、第八十三号議案ないし第八十五号議案、第九十六号議案及び第九十七号議案を一括して起立により採決し、次いで残る案件について、一括して簡易採決の方法によることとされた。
 - ・ 請願については、まず、反対のある請願第二十三の九号、請願第二十三の十号及び請願第二十三の十一号を起立により採決し、次いで、残る請願について一括して簡易採決の方法によることとされた。

5 決算特別委員の辞任及び選任について

- 決算特別委員の辞任及び選任の件については、本日の本会議の冒頭に上程し、まず辞任について許可した後、続いて選任を行う扱いとされた。

6 県出資法人経営状況調査の件について

- 本件は、閉会中の継続審査案件として県出資法人調査特別委員会に付託されていたものであるが、同特別委員長から委員会報告書の提出があった。
- 従って、請願の採決に次いで上程し、口頭による委員長報告の後、採決する扱いとすることとされた。
- 討論については、小越智子議員から発言の通告があった。
- 討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより五分以内である。
- 採決にあたっては、起立採決の方法によることとされた。

7 本日の議事順序について

- 本日の議事順序は、配付のとおりとすることとされた。
- 8 本会議の開始時刻について
- 本会議の開始時刻は、午後3時とすることが了承された。
- 9 議会運営委員会の閉会中の継続審査案件について
- 本委員会が、閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付のとおりとする。
 - 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は、委員長に委任された。
 - 県外調査を11月7日から9日まで実施することとし、おつて場所等を検討の上、通知するので、全員の参加を願うこととされた。

以上